横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費 性能に係る認定等に関する要綱等の一部改正について

1 趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)が令和7年4月1日に全面施行され、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律、同法施行令及び省令が改正されます。

また、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年国土交通省令第111号)が 令和7年4月1日に施行されます。

これらの改正に伴い、当該法令等を引用している下記要綱等について、該当箇所の整備を行いました。

2 改正した基準

- (1) 横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関する要綱
- (2) 横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定実施要綱
- (3) 横浜市「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱
- (4) 横浜市建築基準法施行細則第4条の2の2の規定による届出書に関して必要な事項 を定める要綱
- (5) 横浜都心機能誘導地区建築条例及び同解説

3 意見公募

形式的な変更であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号 ア及びイに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和7年4月1日